

# 町内会活動における資料等の印刷ができます！

町内会活動等で必要な資料・チラシの作成を支援できるよう「白黒印刷機」を各地域に1箇所設置しています。

## 1 使用できる方

学区総代会、町内会、町総代が把握している公共的地縁組織（学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会など）

※政治・宗教（神社のお祭り等）・営利・選挙活動・学校行事を目的としたものは、印刷できません。

## 2 料金

**無料**

※印刷に使う用紙は、各自ご持参ください。

※用紙の販売・保管はしていません。

## 3 印刷機設置施設

印刷機設置施設	電話	利用可能時間	管轄支所	電話
南部市民センター分館	53-7831	9時～20時30分 (火曜日～土曜日)  9時～16時30分 (日曜日・祝日)  ※月曜日休館	岡崎支所	51-1578
大平市民センター	22-0162		大平支所	22-0174
東部市民センター	48-2922		東部支所	48-2921
岩津市民センター	45-2512		岩津支所	45-2511
矢作市民センター	31-3202		矢作支所	31-3201
六ツ美市民センター	43-2510		六ツ美支所	43-2500
額田センター	82-3101	9時～16時 (月曜日) 9時～21時 (火曜日～日曜日、祝日)	額田支所	82-3100
市民協働推進課	23-6047	9時～16時 ※土・日曜日、祝日休館	市民協働推進課	23-6047

共通：12/29～1/3は休館です。

**※印刷機の利用にあたっては、申込書の提出が必要です。**

#### 4 機器

白黒印刷機

※コピー機ではありません。

#### 5 その他

- ・ 利用者が故意又は重大な過失で機器を破損・故障させた場合には修理代を実費負担していただくことがあります。
- ・ 機器の取り扱いはセルフサービスです。なお、使用方法で不明な点や原紙・インクの交換時は、職員にお問い合わせください。
- ・ 運用状況により、対象となる印刷物や利用手順等が変更される場合もありますのでご承知おきください。
- ・ 印刷後は、印刷物を印刷機設置施設に 1部提出していただきます。

◆有料ですが、以下の施設の印刷機等もご利用いただけます。

<有料施設お問合せ先>

名称	電話番号	利用可能時間	休館日
図書館交流プラザ	23-3100	9：00～20：30	毎週水曜日 (祝日の場合は開館)
北部地域交流センター (なごみん)	66-8251		毎週月曜日 (祝日の場合は開館 し、翌日以降の最初の 平日)
南部地域交流センター (よりなん)	59-3600		
西部地域交流センター (やはぎかん)	33-3665		
東部地域交流センター (むらさきかん)	66-3066		
地域交流センター六ツ美 分館(悠紀の里)	57-5050		

※ 共通：12/29～1/3は休館です。